

## 平成 20 年度当初予算編成方針

### （県財政の現状）

本県の財政状況は、歳入面では、県税収入が増加傾向にはあるものの本格的な回復には至っておらず、また、地方交付税・臨時財政対策債は毎年度削減されており、本年度は普通交付税が当初見込みを 27 億円下回るなど、一般財源の確保が一層厳しい状況にある。また、歳出面では、公債費がピークを超えたとはいえ引き続き高い水準にあることや退職手当の増加など、義務的経費が政策的経費を圧迫する硬直的な財政構造にある。

来年度の財政見通しについては、県税・地方交付税等が本年度と同額確保されるものと仮定してもなお大幅な財源不足が予想されることに加え、地方交付税等の動向によっては更に財源不足が拡大することも想定され、予算の基礎となる財源について、いわば足元の底が探れない状況にある。加えて、財政調整のための基金も残りわずかとなり、極めて厳しい財政状況となるものと見込まれる。

### （予算編成の取組）

平成 20 年度当初予算の編成に当たっては、厳しい財政状況にあっても、現在策定中の中期総合計画に沿って施策を計画的に実施するため、下記事項に留意して編成することとする。

## 1 予算編成の基本理念

### （1）「長野県行財政改革プラン」の着実な実施による徹底した財源の確保

「長野県行財政改革プラン」に基づき、県税収入の確保や受益者負担の適正化、県有財産の有効活用、広告収入など歳入の確保に努めるとともに、簡素・効率的な行財政運営の実施と、県の果たすべき役割等を踏まえ大胆な発想で事業の見直しを行い、徹底した財源の確保を図る。

### （2）「長野県中期総合計画」に沿った事業の重点実施

現在策定中の中期総合計画に沿って、本県を取り巻く時代の潮流に的確に対応し、「“活力と安心” 人・暮らし・自然が輝く信州」を実現するため、「選択と集中」の考え方のもと事業を厳選し、必要な施策に重点的に財源を配分し実施する。

### ( 3 ) 部局間、現地機関の連携による総合的な施策展開

事業の構築に当たっては、各部局間で十分な連携を図ることはもとより、現地機関の提案や要望を十分に事業に反映させることにより、より地域の実情に合った施策展開を行う。

### ( 4 ) 県民・市町村等への説明責任の遂行と意見の反映

予算編成に関する情報を県民や市町村等と共有しその要望や意見を予算に反映させるとともに、予算編成過程を明らかにし、県民への説明責任を果たせる予算編成を行う。

## 2 予算編成における具体的取組

( 1 ) 政策評価の結果も踏まえ、県の果たすべき役割や必要性・緊急性等を十分検討し、義務的経費も含め既存の事業について大胆な発想で見直しを行う。

( 2 ) 「選択と集中」の考え方を徹底し、時代の変化や県民ニーズを的確に把握し、事業を厳選し重点的に実施する。

( 3 ) 新規事業の実施や既存事業の充実などにより新たな財源を必要とする場合は、原則として他の経費の節減により対応する。

( 4 ) 未収金の縮減や遊休資産の活用など歳入の確保に努めるとともに、国庫補助金など有効な財源の活用を努める。

( 5 ) 事務的経費の徹底した節減を図るとともに、アウトソーシングの推進や組織のスリム化・適正な定員管理など、簡素・効率的な行財政運営に努める。

( 6 ) 県有施設等について適切な維持管理を行い、長寿命化を図る。

( 7 ) 将来の財政負担を考慮し、県債発行額を元金償還額の範囲内にとどめ、県債残高の縮減を図る。

( 8 ) 新規施策の構築や事業見直しに当たっては、適時、県民や市町村・関係団体等と情報を共有し説明責任を果たすことにより、円滑な実施を図る。

## 3 予算要求方法

予算編成の基本理念と具体的取組を踏まえ、持続可能な財政構造の構築に向けて中長期的な財政負担も十分考慮しながら年間所要額を見積もることとし、別紙「平成 20 年度当初予算要求基準」により要求することとする。

# 平成20年度当初予算要求基準

区 分	予 算 要 求 の 考 え 方
義務費	
人件費	・行財政改革プランによる取組を折り込み、所要額を要求
扶助費	・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
公債費	・所要額を要求
準義務費	・法令によるものについては、年間経費を的確に見込み所要額を要求 ・県単独の施策については、県の果たすべき役割や後年度負担等について検討し、制度を見直した上で必要最小限の額を要求
投資的経費中	
公共事業費 (三公共)	・公共事業評価を踏まえ、必要性、重要性、効率性、緊急性、計画の熟度等を考慮して事業箇所を厳選し、国の採択の見込みが認められるものについて、19年度当初予算の範囲内で要求
県単独事業費 (三県単)	・公共事業評価を踏まえ、必要性、重要性、効率性、緊急性、計画の熟度等を考慮して事業箇所を厳選し、19年度当初予算の97%の範囲内で要求
直轄事業負担金	・事前協議を徹底した上で、19年度当初予算の範囲内で要求
災害復旧費	・所要額を要求
通常事業費	
経常事務費	・単価の変動や経費の節減等を考慮のうえ財政課から標準額を示すこととし、その範囲内で要求
その他事業費	・県の果たすべき役割や事業効果・緊急性等を精査し、19年度当初予算の90%の範囲内で要求
臨時経費	・20年度に実施する必要性・緊急性等のある事業に限定し、必要最小限の額を要求

要求の上限は、一般財源(県債含む)

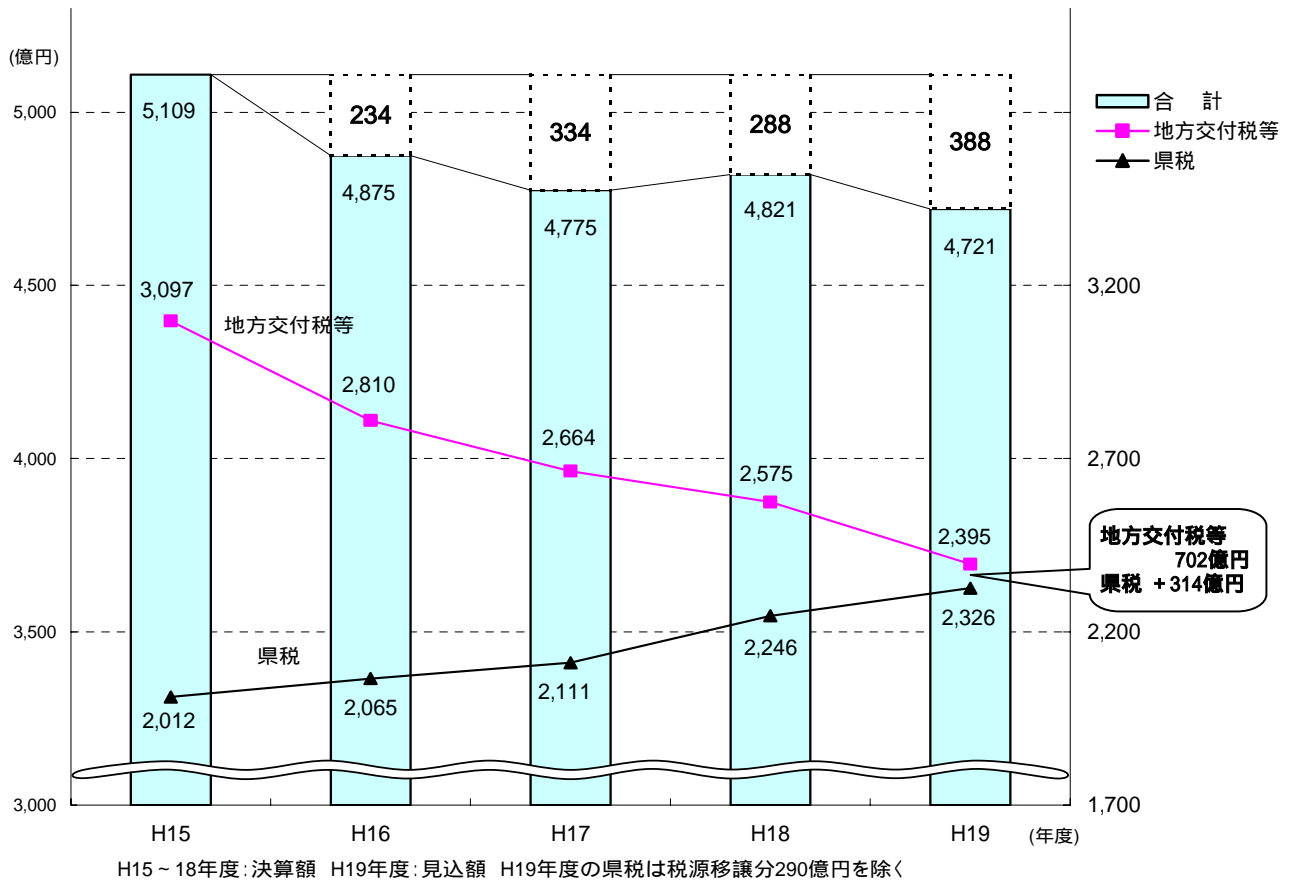
# 長野県財政の状況

これまで、「財政改革推進プログラム」(平成15年2月策定)、「行財政改革プラン」(平成19年3月策定)により、財政健全化に向け様々な取組を行ってきましたが、地方交付税等の大幅な削減により、県財政は極めて厳しい財政状況となっています。

## 地方交付税等の大幅な削減

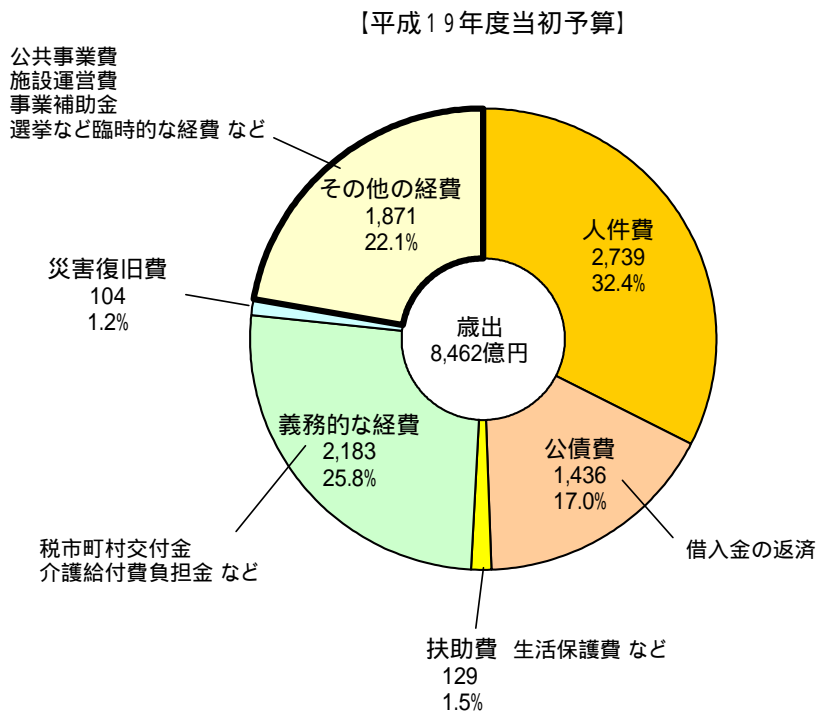
景気の緩やかな回復により県税収入は4年間で約300億円増加していますが、地方交付税等(臨時財政対策債含む)は約700億円削減されており、一般財源が約400億円減少しています。  
 国は、「安定的な財政運営に必要な地方一般財源総額を確保」したとしていますが、実際には税源は大都市部に偏在しており、地方では税収の伸び以上に地方交付税等が削減されています。

県税・地方交付税等の推移



# 硬直的な財政構造

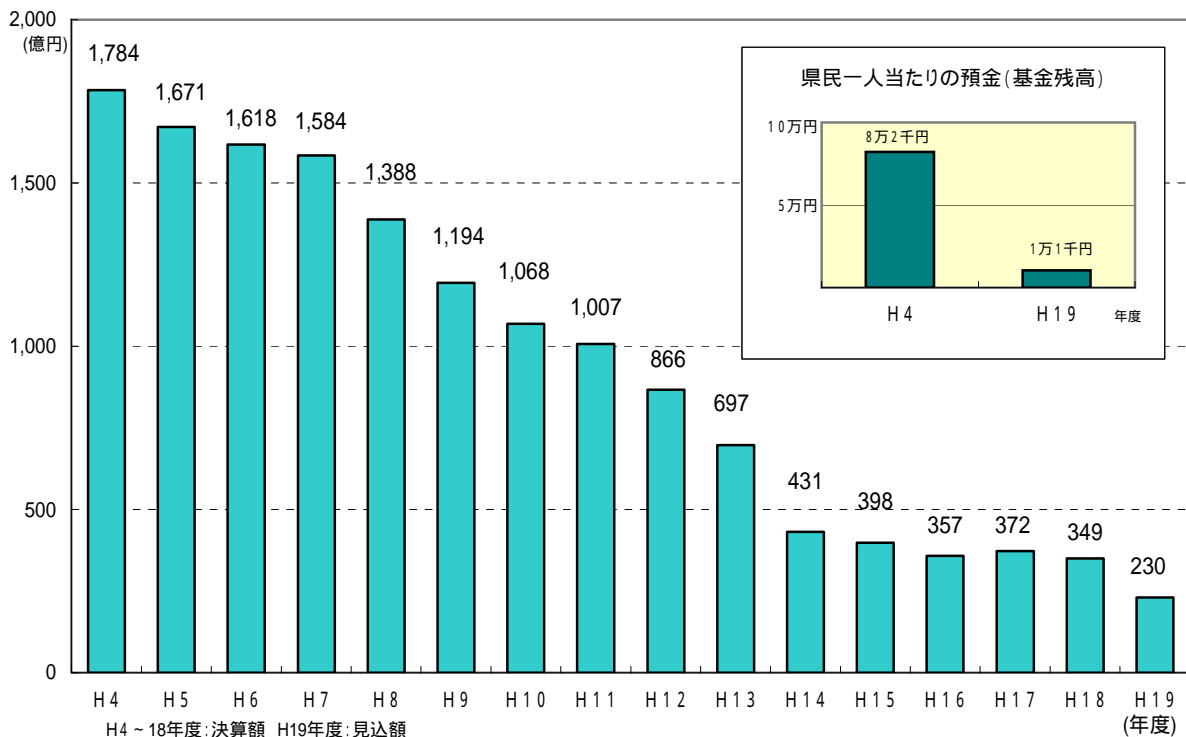
削減が困難な固定的な経費の割合が高く、硬直的な財政構造となっています。



# 残りわずかとなった基金残高

財源不足への対応としてこれまで基金を取り崩してきた結果、平成19年度末の基金残高はピーク時(平成4年度)の約1/8まで減少し、230億円となる見込みです。

## 基金残高の推移



# 平成20年度の財政見通しについて

平成19年10月

【平成19年度】

【平成20年度】

**試算の方法**  
 (歳入) 県税・交付税等については、平成19年度年間見込と同額と仮定  
 (歳出) 投資的経費等は平成19年度当初予算と同額と仮定し、人件費、公債費は所要額を見込む

歳 出	歳 入
8,472億円	8,472億円
義務費 4,304億円	基金取崩し 136億円
投資的経費 1,528億円	県税・交付税等 5,345億円
その他行政経費 2,640億円	県 債 926億円
	その他歳入 2,065億円

平成19年度当初予算時点の見込み

歳 出	歳 入
8,476億円	8,349億円
義務費 4,264億円	収支不足 127億円
投資的経費 1,528億円	+ + 77億円
その他行政経費 2,684億円	県税・交付税等 5,356億円
	県 債 927億円
	その他歳入 2,066億円

< 収支不足への対応 >

- ・行財政改革プランによる事業見直し・歳入確保 50億円
- ・基金取崩し 77億円 +

地方交付税等が見込みを下回った場合は収支不足が拡大し、基金の取崩しが増加する。

基金残高(実績)

H18 349億円

基金残高(見込み)

H19 230億円

基金残高(見込み)

H20 153億円 -